

申請日 令和 年 月 日

練馬区産業融資「小規模企業小口貸付」郵送チェックリスト(個人)

○チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。
○郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピーでお送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

事業所名	代表者氏名
申込内容	小規模企業小口貸付 限度額2,000万円 資金使途 運転・設備
日中連絡の取れる	
電話番号	() 担当者

	確認事項	チェック
資格要件	1 住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、確定申告をしていること	☐
	2 事業収入が給与収入を超えていること	☐
	3 納期の到来した住民税および軽自動車税を完納していること※分納している場合は分納計画書、分納後の納期が到来した領収書が必要です。	☐
	4 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	☐
	5 融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	☐
	6 従業員が20人以下(卸・小売・飲食・サービス業は5人以下)であること	☐
	7 当該融資を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下であること	☐
申込書・必要書類	1 申込書の記入漏れはないか	☐
	2 発行から3か月以内の住民票	☐
	3 住民税の納付状況の確認方法および必要書類(該当するものにチェック)	
	①1月1日(1～6月は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録がある方は必要書類はありません	☐
	②前項に該当するが、納付から2週間以内の方は領収書または記帳済みの通帳の写しが必要です	☐
	③①,②ともに該当しない方で非課税の場合は非課税証明書、住民税課税の場合は納期の到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引き落としの場合は記帳済みの通帳の写し)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	☐
	4 直近の確定申告書および決算書一式 ・青色申告：確定申告書と決算書（または現金出納帳等の簡易帳簿） ・白色申告：確定申告書と内訳書	☐
	5 事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの（必要な業種のみ）	☐
	6 資金使途が設備資金の場合、正式な見積書または工事請負契約書等	☐
	7 送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	☐

【商店会加入者優遇】 該当あり

練馬区内の商店会に加入していると、小規模企業小口貸付の上限額2,500万円のうち、500万円までの範囲内で利子の優遇を受けることができます(利用者負担0.4%)。利用する場合、直近の商店会費の納入領収書等、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類が必要です。	☐
--	--------------------------

【東京都の信用保証料補助要件】

運転資金：84か月以内(据置期間6か月含む)、設備資金：120か月以内(据置期間6か月含む)
運転設備併用：84か月以内(据置期間6か月含む)の場合、東京都の信用保証料の補助が受けられます。

備考

送付先 〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階
練馬ビジネスサポートセンター内 経済課融資係 電話 03-5984-2673 (平日 9 時～17 時)